



横選第77号

決 定 書

異議申出人が令和5年5月8日付けで提起した令和5年4月23日執行の横芝光町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について横芝光町選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙における当選人森大地（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるというものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の規定では、本件選挙において被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、本件当選人は、選挙期日前3箇月の町内での生活実態、居住期間を満たしていないことから、本件選挙の被選挙権を有せず、よって当選人はなり得ない。

争 点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者が有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第9条第2項）。

したがって、本件異議申出の争点は、本件当選人が本件選挙の被選挙権の要件の前提となる選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上横芝光町に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

本委員会では、この異議申出についてその要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理に当たっては、申出人及び関係者に証拠書類等の提出を求め、関係者からの聞き取りを行った。

また、本件当選人に対しては、法第212条第1項の規定により出頭及び証言を求め、その主張を明らかにするとともに、証拠書類等の提出を求め、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

判例では、「選挙に関しては、住所は1人につき1箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるから、主観的に住所移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない。」

（平成9年8月25日最高裁判所判決）、「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすも

のではない。住所意思がなくても住所の設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない」（昭和24年4月15日福岡高等裁判所判決）とされている。

このような観点から本件選挙における当選人の住所は、日常生活を営んでいるかどうかの客観的事実から生活の本拠となる住所1箇所が認定され、当選人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかという主觀性については、客観的事実が形成されていることを前提に生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきと解する。

このように住所は、客観的に生活の本拠たる実体を備えているか否かによって判断されることになるが、特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当該者が当該地において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所に生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用量など詳細な生活実態から総合的に判断し、当該者が当該地において現に起臥していたか否かを推認することとする。

2 異議申出人の主張の要旨

- (1) 本件当選人の住所は、横芝光町横芝1493番5（以下「現住所」という。）であり、千葉県から営業許可を受けた民宿であり、その許可を受けている者が本件当選人でないこと、その土地及び建物の所有者が本件当選人でないこと、民宿の許可を受けた者とその土地及び建物の所有者が別人であることから貸借を受けまたは支配人として当該営業を行っていることが推認できることから、本件当選人は、転入してから現在まで民宿の営業活動において客観的に支配できる状況ではない。
- (2) 3月21日に現住所地に駐車されていた本件当選人所有と思われる自動車のナンバーが他県ナンバーであり、登録管轄変更を行っていないことから居住を客観的に判断できない。
- (3) 申出人が現住所の前を幾度か通り自動車が駐車しているか確認しているが、いずれも不在であったことなど総合的にみて、本件当選人は、横芝光町の民宿に長期間宿泊しているだけで、現住所が生活の本拠であ

ることが客観的に判断できず、生活の本拠たる要件を具備していないため、法第9条第2項の規定による被選挙権を有していないことから、当選は無効である。

3 本委員会の認定した事実等

本委員会が職権で収集した証拠書類等及び本件当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

- (1) 本件当選人は、令和4年11月25日に神奈川県横須賀市から山武郡横芝光町横芝1493番地5へ単身で転入した。
- (2) 本件当選人は、キャンプイベントを斡旋する事業の個人事業主の届出を行っている。
- (3) 現住所の賃貸契約については、11月の入居の時点では、契約書は作成しておらず、後から契約書を作成しており、その内容は、令和4年11月3日付で現住所にある戸建てを月額5万円で建物所有者と本件当選人との間で賃貸契約が締結され、契約期間は、令和4年11月9日から令和6年11月9日までの2年間とされている。契約金の振り込み履歴は12月から5月まで確認している。
- (4) 本件当選人が居所としている(3)の物件には、寝室、寝具、食器、浴室、トイレ、洗面台、洗濯機、流し台の設備等がある。
- (5) 現住所の電気、ガス、水道の契約名義は、いずれも本件当選人でその使用量は、以下のとおりである。

(電気の使用状況)

| 使用期間 | 使用料 |
|----------------------|---------|
| 令和4年12月25日～令和5年1月24日 | 304 kWh |
| 令和5年1月25日～令和5年2月24日 | 189 kWh |
| 令和5年2月25日～令和5年3月24日 | 142 kWh |
| 令和5年3月25日～令和5年4月24日 | 133 kWh |

(ガスの使用状況)

| 使用期間 | 使用料 |
|--------|--------------------|
| 令和5年1月 | 3.2 m ³ |
| 令和5年2月 | 2.9 m ³ |
| 令和5年3月 | 2.4 m ³ |
| 令和5年4月 | 3.7 m ³ |

(水道の使用状況)

| 使用期間 | 使用料 |
|--------------------|------------------|
| 令和4年12月9日～令和5年2月5日 | 7 m ³ |
| 令和5年2月6日～令和5年4月5日 | 4 m ³ |

- (6) 令和4年12月15日発送の国民健康保険税の納税通知書は現住所に届いている。また、令和5年4月18日発送の横芝光町議会議員一般選挙入場券は現住所に届いている。
- (7) 本件当選人は、現住所地の区会に加入していない。
- (8) クレジットカードの利用履歴から町内のガソリンスタンドを多く利用している。
- (9) 電子マネーの決済履歴から町内のコンビニエンスストアやスーパー・マーケットを多く利用しており、その時間帯は早朝や日中、深夜など様々である。
- (10) 旅客航空券の予約確認から遠方への移動手段に、成田空港を利用している。
- (11) 交通ICカードの利用履歴から横芝駅を発着駅として利用している。
- (12) 所有していた宇都宮ナンバーの車検証の写しから、所有者である本件当選人の住所は、前々住所が記載されている。
- (13) 運転免許証の写しから、本件当選人の住所は、3月31日に前々住所地から現住所に変更されている。
- (14) 健康保険証の写しから、本件当選人の住所は、現住所が記載されている。
- (15) マイナンバーカードの写しから、本件当選人の住所は、令和4年11月25日に神奈川県横須賀市から現住所へ変更されている。
- (16) 宅配便の利用履歴から、宅配物の届け先の住所は、現住所が記載されている。

4 本委員会が実施した質問に対する本件当選人の証言及び本件当選人から提出された証拠書類による本件当選人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申出について

住所要件は、選挙期日より遡って3箇月は現住所に居住していること、その後も現住所に居住しつづけること、それが客観的にわかるようにする

ことだと認識している。現住所に居住しているので、居住していないという主張は、否認する。

(2) 現住所への居住の経緯について

旅行やゴルフなどの趣味の事情で成田空港から近い物件を探していたところ、現住所の物件を知人から紹介され、知人の仲介で賃貸契約し、令和4年11月に神奈川県横須賀市から現住所に単身で転入した。同居人はいない。現住所は、以前旅館業を営んでいた場所だが、管理人が不在で、宿泊の営業はしていない。後から交わしたものだが、契約書は提出する。

(3) 現住所に寝泊まりしていることについて

1月については、23日以降5回、2月については、23回、3月については、30回、4月については、29回現住所に寝泊まりしていた。

(4) 日常生活の状況について

本件当選人は、キャンプイベントを斡旋する事業を開始するため、自営業の届出をして準備を進めている。しかし、仕事はほとんどしておらず、本件当選人の日常生活は、趣味の釣りや旅行やゴルフなど遊んで過ごしており、日により異なるが概ね次のとおりとしている。

① 一日の流れは、現住所で起床し、朝、近所を散歩し、朝食を購入し、帰ってきたら車で外出するのがほとんどである。食事は、自炊はせずにお弁当やお惣菜を購入して済ませることが多い。帰ってくるのは夜になることが多い。

県外に旅行したり、釣りやゴルフなどに出かけたり、平日も休日もなく過ごしていた。

② 洗濯は、近所のコインランドリーを利用して、家で洗濯はしない。

③ 入浴は、毎日シャワーで済ませている。2日に1回は通っているスポーツジムの備付けのシャワーで済ませている。

④ 家のトイレは1日大体4、5回使う。

⑤ 家計簿はつけていないが、電子マネーで買物することが多く、決済履歴は証拠として提出する。

⑥ 現住所に表札は立てていない。

⑦ 医療機関は転入してから選挙期日まで通院したことはない。

⑧ まれに電車も利用するが、ふだんの移動手段は車を利用する。車は1台所有していたが、4月に買い替えのために下取りに出し、納車されるまでの間レンタカーを利用している。以前所有していた車は、前々

住所地に滞在していたとき、購入したもので、ナンバーの変更手続は行っていなかった。

- ⑨ 現住所に住み始めてからは、概ね町内のガソリンスタンドを利用している。クレジットカードで決済しているので、明細を証拠として提出する。
- ⑩ 携帯電話の所有は1台のみで、名義は自分になっている。契約内容は証拠として提出する。
- ⑪ 地域の集会などに出たことはない。知識がなくどこの自治会に入れればよいのかわからっていないが、紹介されれば入る。なお、近所のコインランドリーや町内の居酒屋はよく利用しているので、自分を知っている人はいる。
- ⑫ 電子マネーをよく使うので、現金自動預け払い機は使っていない。
- ⑬ インスタグラムとツイッターを利用して公開しているが、選挙前に閲覧者からのコメントで嫌な思いをしたことがあり、どちらも落ち着くまで動かさないようにしようと決めたが、不安になり一時期非公開にしたことがある。

5 本委員会の判断

以上の事実等を踏まえ、本件当選人が令和5年1月23日から令和5年4月23日までの間、引き続き現住所において現に起臥していたかについて、判断する。

(1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならず、この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、洗濯、排せつなどの行為がある。そのため、これらの行為をするためには、当該場所において水道、電気、ガス等の利用を行うことが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

① 水道について

現住所において、本件当選人は単身で生活しており、令和4年12月9日から令和5年2月5日までの使用水量は7m³で、令和5年2月6日から令和5年4月5日までは4m³となっている。

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査による世帯人員1人当

たりの一か月平均使用水量 8.1 m^3 との比較において使用水量が非常に少ないと認められる。

本件当選人の主張によれば、自炊は行わず、洗濯は近所のコインランドリーを使用していて、現住所での入浴はシャワーで済ませていて2日に1回だけで、2日に1回は通っているスポーツジムのシャワーを使用していること。トイレは1日に4、5回程度の使用頻度であること。また、日中は外出し、夜帰るという生活様式であるとされていることを考慮すれば使用水量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

② 電気について

現住所において、本件当選人は単身で生活しており、令和4年12月25日から令和5年1月24日までの使用電気量は 304 kWh で、令和5年1月25日から令和5年2月24日までは 189 kWh で、令和5年2月25日から令和5年3月24日までは 142 kWh で、令和5年3月25日から令和5年4月24日までは 133 kWh となっている。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査による1か月当たりの戸建て住宅の60歳以上の居住者なしの1人世帯の平均電気使用量は 208 kWh となっており、これと比較すると1月25日から4月24日までの電気使用量が少ないと認められる。

本件当選人の主張から、電気使用量が少ないと認められる。

③ ガスについて

現住所において、本件当選人は単身で生活しており、令和5年1月のガス使用量は 3.2 m^3 、2月は 2.9 m^3 、3月は 2.4 m^3 、4月は 3.7 m^3 となっている。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査による1か月当たりの戸建て住宅の60歳以上の居住者なしの1人世帯の平均ガス使用量は 19 m^3 となっており、これと比較すると1月から4月までのガス使用量が非常に少ないと認められる。

本人の主張によれば、現住所での入浴は2日に1回のシャワーのみで、自炊もしていなかったということからそれほど不自然ではないと認められる。

以上のことから判断すると、本件当選人は日常生活を営むことはできたと認められる。

(2) 次に、本件当選人が現住所において、起臥することができた状況にあったとして、実際に現住所で起臥していたのか判断する。

- ① 本件当選人は、1月については、23日以降5回、2月については、23回、3月については、30回、4月については、29回現住所に寝泊まりしていたと主張している。
- ② 本件当選人から提出された証拠によると、交通ICカードの利用履歴からは横芝駅を発着駅とした利用履歴があることや、電子マネーの決済履歴からは、町内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアでの決済履歴が大量にあり、中には朝早い時間帯のもの、夜遅い時間帯のものも多く含まれていた。
- ③ 役場からの郵便物は、令和4年12月15日に国民健康保険税の納税通知書を発送しているが、返戻されていない。令和5年4月18日に横芝光町議会議員一般選挙の入場券を発送しているが、返戻されていない。

以上のことから勘案すると、現住所において令和5年1月23日以前から4月23日までの間、生活の本拠があったと判断するのが相当であり、本件当選人は令和5年4月23日までの間引き続き横芝光町の区域において実際に起臥していたと推認できる。

(3) 次に、申出人の主張について、判断する。

- ① 申出の理由にある「寛容宿所 光」は、旅館業の簡易宿泊所で、本件当選人の主張では、転入した11月には営業は行われていない状況とのことであった。営業者に確認したところ、11月以前から、すでに営業していないとのことであった。また、本件当選人と11月に住居の賃貸契約をしたとのことであった。
- ② 申出の理由にある「当該建物の種類は「信者修行所」(5号証)とあり、便所、台所、浴室等が、営業区域外に独立して備えられ、住居としての性質まで備えているかについても不明」については、本件当選人の主張では、便所、台所、浴室は転入したときから備わっていたとのことであったため、本件当選人立会いのもと、便所、台所、浴室等、生活に必要な設備が具備されていた状況であることを現地で確認している。
- ③ 申出の理由にある「当選人が横芝光町を生活の本拠として定め、今後も継続して横芝光町に生活の本拠を置くのであれば、当選人が所有する自動車においても、住民届出から遅延なく登録管轄の変更を行う

のが一般的であり、撮影日において自動車の登録管轄変更を行っていないことからすれば、当選人が横芝光町に居住していたことを客観的に判断できない」については、本件当選人の主張では、変更手続をしていなかったとのことであったが、本件当選人から提出された証拠書類によれば、健康保険証、マイナンバーカード、運転免許証は現住所に変更されている。このことを勘案すれば、自動車の登録管轄変更を行っていないことは、居住の客観的な判断材料の1つになり得るが、それのみをもって現住所に生活の本拠がないと判断することはできない。

- ④ 申出の理由にある「賃貸借契約をしているのであれば、賃貸借契約書だけでなく、電気、水道、ガス料金等の領収書においても、民宿の営業とは分離したものを作成しているはず」については、本件当選人の主張では、11月に賃貸契約した際、契約書は作成していなかったとのことであったが、家賃の振り込み履歴が証拠として提出されている。また、電気、水道、ガスの名義は本件当選人であり、簡易宿泊所は営業されていないため、本件当選人が居住のために使用していたものと推認することが相当である。
- ⑤ 申出の理由にある申出人代表が3月22日から5月2日までの期間に4回、本件当選人の現住所の前を通り自動車が駐車されているか確認したが不在であるのを確認していること、また4月30日に確認した際は、宅配便のドライバーに対応していた男性が日本語が不自由な様子であったことについては、本件当選人の主張では、3月21日に自宅に異議申出人と思われる方が4人で押しかけてきたことに恐怖を覚え、その日以降なるべく家にいないようにして夜遅く帰ってきていたとしている。また、宅配便のドライバーに対応していた日本語が不自由な男性については、本件当選人は単身で生活しており、同居人はいないため、全くわからないとしている。本件当選人の主張する、ふだんの生活態様からすれば、日中は外出し、夜帰る生活であること。3月21日以降家にいないようにしていたこと。また、本件当選人からの証拠書類によれば3月から4月までの町内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアでの電子マネーでの決済履歴が多数あり、夜遅い時間帯の決済履歴や朝早い時間帯の決済履歴もあることから、幾度か現住所を確認し、本件当選人がいない様子であったことをもって居住していないこととすることは判断できない。また、5月7日付

け第7号証の上申書にある駐車場に止まっていた「袖ヶ浦」ナンバーの車は、本件当選人が車の買換えのために借りていたレンタカーであることを確認している。宅配便のドライバーに対応していた日本語が不自由な男性については、簡易宿泊所の営業者からは、4月30日に現住所に居なかったとする証言はあったが、申出人及び本件当選人双方からこれを証明する証拠の提出がないため、採用できない。

- ⑥ 申出人から5月15日付けで提出された上申書によると本件当選人が開設するインスタグラム等の調査によって、本件当選人の生活本拠が横芝光町に存しないことを客観的に証明できるものであるとされていることについて、本件当選人の主張では、旅行に行くなど、ほとんど遊んで暮らしていたとしており、旅行など滞在先の様子をインスタグラムに投稿した内容は、本人の証言や提出された証拠書類と一致しており、不自然な点はない。本件当選人が町外に遊びに出かけていたことや旅行していたことで生活の本拠が横芝光町にないとは判断することはできない。
- ⑦ 申出人から5月29日付けで提出された証拠説明書8号証「当選人（森大地）が届出住所の賃貸借契約や民泊届出に関して説明しているが、届出住所地の民泊に係る行政への届出に関して、その届出の事実の有無を当選人が直接確認していない」について、本件当選人が現住所で現に起臥していたかの判断とどのような関係にあるかの主張が申出人からされていないため、本件異議申出に關係がないため、採用できない。
- ⑧ 同証拠説明書の9号証「当選人（森大地）は、届出住所の賃貸契約を1か月単位で契約していること、その賃貸契約に係る契約書を賃貸人と交わしていないことから、届出住所地に継続して居住する意思がない」について、本件当選人の主張では、家賃の支払いを月払いしているため、月単位と答えてしまったが、継続して居住する意思はあると主張している。証拠として提出された後から作成された契約書の契約期間が2年間であることから賃貸借者双方の継続して住居を貸す意思、継続して住居を借りる意思はあったものと認められるため、本件当選人が現住所に継続して居住する意思がないとは判断できない。
- ⑨ 申出人の5月29日付けで提出された上申書の本件当選人のインスタグラムのスクリーンショットのコピーについては、前述のとおり、本件当選人が町外に遊びに出かけていたことや旅行していたことで

生活の本拠が横芝光町にないとは判断することはできない。

また、本件当選人の届出住所が「寛容宿所 光」と同じであるスクリーンショットのコピーについても、前述のとおりである。

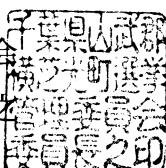
また、申出人の主張では、現住所において本件当選人の生活の本拠がなかったとしたらその本拠はどこにあったかという主張がされていないことや本件当選人の現住所に生活の本拠があったという主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張が確認できない。

これらのこと総合的に判断し、本件当選人は、日常生活において現住所に滞在する時間は少なかったとはいえ、現住所を自らの生活の本拠として起臥していたと推認し、本委員会としては、本件当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上横芝光町に住所を有していて、本件選挙における被選挙権を有していたと判断するものである。

6 結論

したがって本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年6月29日

千葉県選挙管理委員会
横芝光町選挙
委員長 海保教之


教示

この決定に不服のある者は、この決定の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。